



平成 26 年 10 日 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 SOL Holdings

代表者名 代表取締役社長 宮嶋 淳

(J A S D A Q ・ コード 6636)

問合せ先 (役職) 取締役管理部長 (氏名) 中原 麗

電話 03-3449-3939

(訂正) 「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行に関するお知らせ」の一部訂正について

当社公表の平成 26 年 10 月 7 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行に関するお知らせ」に一部誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。(訂正箇所は_____線で表示しております。)

記

〈訂正箇所 1〉

10 ページ

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(2) 調達する資金の具体的な内容

【訂正前】

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額	支出予定時期
当社完全子会社である PT. PANEN ENERGI によるインドネシアにおけるバイオマスペレット事業に係る設備投資 (ペレット製造機、工場ライン製造費、工場建屋建設費等) (注) 2.	500 百万円 (うち 161 百万円は本新株予約権付社債の発行により調達する資金、15 百万円は本新株予約権の発行により調達する資金、324 百万円は本新株予約権の行使により調達する資金)	平成 26 年 12 月頃
当社完全子会社である PT. PANEN ENERGI によるインドネシアにおけるバイオマスペレット事業の運転資金	200 百万円 (本新株予約権の行使により調達する資金)	平成 27 年 1 月～平成 27 年 4 月頃

(委託栽培費用約 100 百万円、製造費用 100 百万円) (注) 3.		
当社現地子会社 (平成 26 年 12 月設立予定) 及びタイパートナー企業との JV によるタイにおけるバイオマスペレット・配合飼料向け種子事業に係る設備投資 (ペレット製造機、脱穀機、選別機、工場ライン製造費、工場建屋建設費等) (注) 4.	600 百万円 (本新株予約権の行使により調達する資金)	平成 27 年 3 月頃
当社現地子会社 (平成 26 年 11 月設立予定) 及びタイパートナー企業との JV によるタイにおけるバイオマスペレット・配合飼料向け種子事業の運転資金 (委託栽培費用約 60 百万円、製造費用 40 百万円) (注) 5.	100 百万円 (本新株予約権の行使により調達する資金)	平成 27 年 6 月頃
<u>シンガポール統括会社における運転資金</u> (注) 6.	280 百万円 (うち 100 百万円は本新株予約権付社債の発行により調達する資金、180 百万円は本新株予約権の行使により調達する資金)	平成 26 年 11 月～平成 27 年 4 月頃
シンガポール統括会社における研究開発費用 (注) 7.	180 百万円 (本新株予約権の行使により調達する資金)	平成 27 年 1 月～平成 27 年 10 月
当社グループの運転資金 (注) 8.	142 百万円 (うち 31 百万円は本新株予約権付社債の発行により調達する資金 111 百万円は本新株予約権の行使により調達する資金)	平成 26 年 11 月～平成 27 年 4 月頃
合計	2,003 百万円	—

【訂正後】

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
当社完全子会社である PT. PANEN ENERGI によるインドネシアにおけるバイオマスペレット事業に係る設備投資 (ペレット製造機、工場ライン製	500 百万円 (うち 161 百万円は本新株予約権付社債の発行により調達する資金、15 百万円は本新株予約権の発	平成 26 年 12 月頃

造費、工場建屋建設費等) (注) 2.	行により調達する資金、324 百万円は本新株予約権の行 使により調達する資金)	
当社完全子会社である PT. PANEN ENERGI によるインドネシアにおける バイオマスペレット事業の運転資金 (委託栽培費用約 100 百万円、製造費 用 100 百万円) (注) 3.	200 百万円 (本新株予約権の 行使により調達する資金)	平成 27 年 1 月～平成 27 年 4 月 頃
当社現地子会社 (平成 26 年 12 月設立 予定) 及びタイパートナー企業との JV によるタイにおけるバイオマスペレ ット・配合飼料向け種子事業に係る設 備投資 (ペレット製造機、脱穀機、選 別機、工場ライン製造費、工場建屋建 設費等) (注) 4.	600 百万円 (本新株予約権の 行使により調達する資金)	平成 27 年 3 月頃
当社現地子会社 (平成 26 年 11 月設立 予定) 及びタイパートナー企業との JV によるタイにおけるバイオマスペレ ット・配合飼料向け種子事業の運転資 金 (委託栽培費用約 60 百万円、製造 費用 40 百万円) (注) 5.	100 百万円 (本新株予約権の 行使により調達する資金)	平成 27 年 6 月頃
<u>シンガポール統括会社における設立 資金及び運転資金</u> (注) 6.	280 百万円 (うち 100 百万円 は本新株予約権付社債の発 行により調達する資金、180 百万円は本新株予約権の行 使により調達する資金)	平成 26 年 11 月～平成 27 年 4 月 頃
シンガポール統括会社における研究 開発費用 (注) 7.	180 百万円 (本新株予約権の 行使により調達する資金)	平成 27 年 1 月～平成 27 年 10 月
当社グループの運転資金 (注) 8.	142 百万円 (うち 31 百万円 は本新株予約権付社債の発 行により調達する資金 111 百万円は本新株予約権の行 使により調達する資金)	平成 26 年 11 月～平成 27 年 4 月 頃
合計	2,003 百万円	—

〈訂正箇所2〉

12 ページ

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株予約権付社債

【訂正前】

- iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり3,906株（最近3年間の日次売買高の中央値である39,086株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

【訂正後】

- iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり3,906株（最近3年間の日次売買高の中央値である39,068株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

〈訂正箇所3〉

15 ページ

5. 発行条件等の合理性

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

【訂正前】

(前略)

もともと、本転換社債型新株予約権に付された新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数(8,241個)は平成26年10月7日現在の議決権総数122,917個に対して6.70%(小数第3位を四捨五入)に相当し、本新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数(46,704個)は平成26年10月7日現在の議決権総数122,917個に対して38.00%(小数第3位を四捨五入)に相当します。また、本転換社債型新株予約権に付された新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数(8,241個)及び本新株予約

権の目的となる株式数に係る議決権数（46,704 個）の合計数（54,945 個）は、平成 26 年 10 月 7 日現在の議決権総数 122,917 個 に対して 44.70%（小数第 3 位を四捨五入）に相当します。

割当予定先が本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使して取得した当社株式（5,494 千株）を市場で売却することによる流通市場への影響は、割当予定先が本新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することにより付与された株式を市場で売却することによる流通市場への影響について今後 3 年間の株式売買高を 62 百万株（過去 3 年日次売買高：86,083 株、年間取引日数：241 日）と仮定すると株式売買高に占める割合は 1%程度であり、また、割当予定先が本新株予約権を行使することにより付与された株式を市場で売却することによる流通市場への影響について今後 2 年間の株式売買高を 55 百万株（過去 2 年日次売買高：112,502 株、年間取引日数：245 日）と仮定すると株式売買高に占める割合は 8.5%程度であり、割当予定先からも、当社株式を売却する際には、株価に配慮しつつ売却を進めるものと伺っていることから、大きな影響はないと判断しております。

また、上記のとおり、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る取締役会決議日から 6 ヶ月以内に実施した、①平成 26 年 4 月 11 日に有価証券届出書を提出し平成 26 年 4 月 28 日を払込期日として第三者割当により株式 750,000 株（これに係る議決権の数は 7,500 個）を発行し、同日を払込期日として第三者割当により新株予約権 8,500 個（当該新株予約権の目的となる株式数は 850,000 株、当該株式に係る議決権の数は 8,500 個。当該新株予約権は、平成 26 年 8 月 7 日までに全て行使されています。）を発行し、また、②平成 26 年 8 月 26 日に有価証券通知書を提出し平成 26 年 9 月 9 日を払込期日として第三者割当により株式 319,354 株（これに係る議決権の数は 3,193 個）を発行しております。①及び②の合計の株式数は 1,919,354 株（これに係る議決権の数は 19,193 個。以下「増加議決権数」といいます。）となります。そして、本転換社債型新株予約権に係る議決権数（8,241 個）及び本新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数（46,704 個）に増加議決権数を加えた 74,138 個は、平成 26 年 10 月 7 日現在の議決権総数 122,917 個 から増加議決権数を控除した 103,724 個 に対して 71.48%（小数第 3 位を四捨五入）に相当します。

（後略）

【訂正後】

（前略）

もともと、本転換社債型新株予約権に付された新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数（8,241 個）は平成 26 年 10 月 7 日現在の議決権総数 121,236 個 に対して 6.80%（小数第 3 位を四捨五入）に相当し、本新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数（46,704 個）は平成 26 年 10 月 7 日現在の議決権総数 121,236 個 に対して 38.52%（小数第 3 位を四捨五入）に相当します。また、本転換社債型新株予約権に付された新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数（8,241 個）及び本新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数（46,704 個）の合計数（54,945 個）は、平成 26 年 10 月 7 日現在の議決権総数 121,236 個 に対して 45.32%（小数第 3 位を四捨五入）に相当します。

割当予定先が本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使して取得した当社株式（5,494 千株）を市場で売却することによる流通市場への影響は、割当予定先が本新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することにより付与された株式を市場で売却することによる流通市場への影響について今後 3 年間の株式売買高を 62 百万株（過去 3 年日次売買高：86,083 株、年間取引日数：241 日）と

仮定すると株式売買高に占める割合は1%程度であり、また、割当予定先が本新株予約権を行使することにより付与された株式を市場で売却することによる流通市場への影響について今後2年間の株式売買高を55百万株(過去2年日次売買高:112,502株、年間取引日数:245日)と仮定すると株式売買高に占める割合は8.5%程度であり、割当予定先からも、当社株式を売却する際には、株価に配慮しつつ売却を進めるものと同っていることから、大きな影響はないと判断しております。

また、上記のとおり、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る取締役会決議日から6ヶ月以内に実施した、①平成26年4月11日に有価証券届出書を提出し平成26年4月28日を払込期日として第三者割当により株式750,000株(これに係る議決権の数は7,500個)を発行し、同日を払込期日として第三者割当により新株予約権8,500個(当該新株予約権の目的となる株式数は850,000株、当該株式に係る議決権の数は8,500個。当該新株予約権は、平成26年8月7日までに全て行使されています。)を発行し、また、②平成26年8月26日に有価証券通知書を提出し平成26年9月9日を払込期日として第三者割当により株式319,354株(これに係る議決権の数は3,193個)を発行しております。①及び②の合計の株式数は1,919,354株(これに係る議決権の数は19,193個。以下「増加議決権数」といいます。)となります。そして、本転換社債型新株予約権に係る議決権数(8,241個)及び本新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数(46,704個)に増加議決権数を加えた74,138個は、平成26年10月7日現在の議決権総数121,236個から増加議決権数を控除した102,043個に対して72.65%(小数第3位を四捨五入)に相当します。

(後略)

〈訂正箇所4〉

17 ページ

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

【訂正前】

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

割当前 (平成26年9月16日現在)	全ての本転換社債型新株予約権に付された新株予約権 及び本新株予約権が行使された場合(参考)
有限会社佐藤総合企画 S <u>13.83%</u>	O a kキャピタル株式会社 <u>30.89%</u>
AYBANK KIM ENG SEC PTE LTD A/C CLIENTS 日本証券金融株 株式会社 <u>10.00%</u>	有限会社佐藤総合企画 <u>9.56%</u>
日本証券金融株式会社 <u>4.30%</u>	MAYBANK KIM ENG SEC PTE LTD A/C CLIENTS <u>6.92%</u>
阿部 信雄 <u>3.54%</u>	日本証券金融株式会社 <u>2.98%</u>
市川 昭人 <u>2.87%</u>	阿部 信雄 <u>2.45%</u>
柿沼 佑一 <u>2.68%</u>	市川 昭人 <u>1.98%</u>

株式会社リアルビジョン	<u>2.60%</u>	柿沼 佑一	<u>1.86%</u>
株式会社 SBI 証券	<u>2.44%</u>	株式会社リアルビジョン	<u>1.80%</u>
鈴木 博	<u>1.53%</u>	株式会社 SBI 証券	<u>1.69%</u>
丸谷商事株式会社	<u>1.39%</u>	鈴木 博	<u>1.06%</u>

【訂正後】

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

割当前 (平成 26 年 9 月 16 日現在)		全ての本転換社債型新株予約権に付された新株予約権 及び本新株予約権が行使された場合 (参考)	
有限会社佐藤総合企画	<u>14.02%</u>	O a k キャピタル株式会社	<u>31.19%</u>
AYBANK KIM ENG SEC PTE LTD A/C CLIENTS	<u>10.15%</u>	有限会社佐藤総合企画	<u>9.65%</u>
日本証券金融株式会社	<u>4.37%</u>	MAYBANK KIM ENG SEC PTE LTD A/C CLIENTS	<u>6.98%</u>
阿部 信雄	<u>3.59%</u>	日本証券金融株式会社	<u>3.00%</u>
市川 昭人	<u>2.91%</u>	阿部 信雄	<u>2.47%</u>
柿沼 佑一	<u>2.72%</u>	市川 昭人	<u>2.00%</u>
株式会社リアルビジョン	<u>2.63%</u>	柿沼 佑一	<u>1.87%</u>
株式会社 SBI 証券	<u>2.48%</u>	株式会社リアルビジョン	<u>1.81%</u>
鈴木 博	<u>1.56%</u>	株式会社 SBI 証券	<u>1.70%</u>
丸谷商事株式会社	<u>1.40%</u>	鈴木 博	<u>1.07%</u>

〈訂正箇所 5〉

18 ページ

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

【訂正前】

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

上記のとおり、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る取締役会決議日から 6 ヶ月以内に実施した、①平成 26 年 4 月 11 日に有価証券届出書を提出

し平成 26 年 4 月 28 日を払込期日として第三者割当により株式 750,000 株（これに係る議決権の数は 7,500 個）を発行し、同日を払込期日として第三者割当により新株予約権 8,500 個（当該新株予約権の目的となる株式数は 850,000 株、当該株式に係る議決権の数は 8,500 個。当該新株予約権は、平成 26 年 8 月 7 日までに全て行使されています。）を発行し、また、②平成 26 年 8 月 26 日に有価証券通知書を提出し平成 26 年 9 月 9 日を払込期日として第三者割当により株式 319,354 株（これに係る議決権の数は 3,193 個）を発行しております。①及び②の合計の株式数は 1,919,354 株（これに係る議決権の数は 19,193 個。以下「増加議決権数」といいます。）となります。そして、本転換社債型新株予約権に係る議決権数（8,214 個）及び本新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数（46,704 個）に増加議決権数を加えた 74,138 個は、平成 26 年 10 月 7 日現在の議決権総数 122,917 個 から増加議決権数を控除した 103,724 個 に対して 71.48%（小数第 3 位を四捨五入）に相当します。
(後略)

【訂正後】

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

上記のとおり、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る取締役会決議日から 6 ヶ月以内に実施した、①平成 26 年 4 月 11 日に有価証券届出書を提出し平成 26 年 4 月 28 日を払込期日として第三者割当により株式 750,000 株（これに係る議決権の数は 7,500 個）を発行し、同日を払込期日として第三者割当により新株予約権 8,500 個（当該新株予約権の目的となる株式数は 850,000 株、当該株式に係る議決権の数は 8,500 個。当該新株予約権は、平成 26 年 8 月 7 日までに全て行使されています。）を発行し、また、②平成 26 年 8 月 26 日に有価証券通知書を提出し平成 26 年 9 月 9 日を払込期日として第三者割当により株式 319,354 株（これに係る議決権の数は 3,193 個）を発行しております。①及び②の合計の株式数は 1,919,354 株（これに係る議決権の数は 19,193 個。以下「増加議決権数」といいます。）となります。そして、本転換社債型新株予約権に係る議決権数（8,214 個）及び本新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数（46,704 個）に増加議決権数を加えた 74,138 個は、平成 26 年 10 月 7 日現在の議決権総数 121,236 個 から増加議決権数を控除した 102,043 個 に対して 72.65%（小数第 3 位を四捨五入）に相当します。
(後略)

以上